

別表

障害者等用駐車区画利用制度テレビCM放映等業務委託企画提案競技評価表

評価項目・評価観点・評価配点				評価点	乗じる係数	配点	
1 企画力・構成本力（配点：75点）							
・仕様書の内容を理解したうえでの企画になっているか。				5	2	10	
・幅広い世代の県民にわかりやすい構成であるか。				5	3	15	
・県民への注意喚起として効果的な表現になっているか。				5	4	20	
・放送時間帯や放送媒体の選択などが効果的であるか。				5	3	15	
・その他、特別考慮できるような独自性、創意工夫があるか。				5	3	15	
2 業務実施体制及び経費の妥当性（配点：15点）							
・県が求める業務及び提案内容を実施する体制が確立されているか。				5	1	5	
・同種の業務に関して十分な実績があるか。				5	1	5	
・各経費の積算単価は、適正な見積のもとに算定され妥当なものか。				5	1	5	
3 「女性の活躍推進」に関する取組の加点（配点：5点）				評価点		配点	
確認書類の提出なし				0		5	
一般事業主行動計画の策定・届出	従業員数100人以下の企業に限る	女活法 ※2	各0.25	最大0.5			
		次世代法 ※2					
えるぼしチャレンジ企業認定 ※1			1	最大3			
法令に基づく認定	女活法 ※2	えるぼし	1.5				
		ブラチナえるぼし	2				
	次世代法 ※2	くるみん	1.5				
		ブラチナくるみん	2				
		ユースエール	0.5				
秋田県知事表彰の受賞	女性の活躍推進企業表彰		各0.5	最大1			
	子ども・子育て支援知事表彰						
	男女共同参画社会づくり表彰						
4 「賃金水準の向上」に関する取組の加点（配点：5点）				評価点		配点	
給与等受給者一人当たりの平均給与額 ※3				1.50%以下及び確認書類の提出なし		0	5
				1.50%以上		3	
				2.00%以上		4	
				3.00%以上		5	
				合計		100	

※1 「えるぼしチャレンジ企業認定」は、令和4年5月から県が認定する制度で、主な要件は、えるぼし認定基準に掲げる「女性の採用」や「女性の管理職比率」等の数値目標を1つ以上達成し、えるぼしの取得を目指した実施計画を有する中小企業を対象としている。なお、「法令に基づく認定（女活法）」に該当する場合は、「えるぼしチャレンジ企業認定」の配点は行わないものとする。

※2 女活法：女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）
次世代法：次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）
若者雇用促進法：青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号）

※3 所得税法第226条第1項の規定に基づく「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」又は税理士又は公認会計士等の第三者による「賃上げ実績を確認できる書類（任意様式）」により比較する。

注 共同企業体制度（JV）又はこれに準ずる共同提案等複数の事業者が一体となって提案を行う場合は、参加企業の配点の合計点を当該参加企業の総数で除した点数（小数点以下第1位を四捨五入）により配点を行う。